2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　網走市	函館市	青森市　盛岡市　秋田市　山形市　長野市　松本市
一六九円	一五〇円	一四四円	一一四円

3　〔略〕

4　認可事業者が、第三条に規定する措置の委託を受けるため、被保護者の自立を支援する業務を補助する賃金職員を更生保護施設に配置したときは、一人一日につき五千九百五十一円を支弁する。

（特例）

第七条　〔略〕

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
五三五、四三六円	五一八、〇六〇円	五一三、七一六円	五〇〇、六八四円	四九一、九九七円	四七四、六二一円

札幌市　前橋市　新潟市　金沢市　福井市　松本市　豊橋市　岡山市　徳島市　北九州市	栃木市　町村　富山市　長野市　姫路市　長崎市	上記以外の市	四六一、五八九円	四四八、五五七円	

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　網走市	函館市	青森市　盛岡市　秋田市　山形市　長野市　松本市
一六九円	一四九円	一四四円	一一四円

3　〔略〕

4　認可事業者が、第三条に規定する措置の委託を受けるため、被保護者の自立を支援する業務を補助する賃金職員を更生保護施設に配置したときは、一人一日につき五千九百四十六円を支弁する。

（特例）

第七条　〔略〕

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
五三四、七一四円	五一七、三七九円	五一三、〇四六円	五〇〇、〇四五円	四九一、三七八円	四七四、〇四三円

札幌市　前橋市　新潟市　金沢市　福井市　松本市　豊橋市　岡山市　徳島市　北九州市	栃木市　町村　富山市　長野市　姫路市　長崎市	上記以外の市	四六一、〇四二円	四四八、〇四二円	